

【様式1】

提出書類記入時の留意点

学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書

【対象者】(1)にある給付奨学生は、この書類を提出しないでください。本人からの申込は必要なく、自動的に振り込まれます。(二重に給付を受けることはできません)

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構の「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を申請します。
私が現在、日本学生支援機構の奨学生である場合は、日本学生支援機構が保有する私の口座情報を本緊急給付金の振込先情報として利用することに同意します。

1. 基本情報

この書類は黒のボールペン（消せるボールペンは不可）で記入してください。
間違えた場合は、二重線（訂正印不要）で訂正してください。（修正液・テープ等は不可）

学籍番号			
氏名	カナ（姓）	カナ（名）	
	漢字（姓）	漢字（名）	
生年月日（和暦）	昭和・平成 年 月 日生	電話番号	
機構の奨学生番号 ※機構の奨学生のみ記入ください。		併用貸与（第一種・第二種）の方は、2つとも記入してください。	

2. 振込先情報

※ 日本学生支援機構の奨学生は記入不要です。ただし、日本学生支援機構の奨学生であっても日本学生支援機構に登録している口座が解約済であるなどの理由により、学生等の学びを継続するための緊急給付金の受取りに支障がある場合は記入してください（日本学生支援機構の奨学金の登録口座については、別途、変更の届出が必要です）。

口座名義（カナ氏名）
※通帳記載の口座名義人を記入

本人名義の普通預金口座のみ利用できます。（保護者名義不可）

(ゆうちょ銀行以外の金融機関)

金融機関名・支店名		日本学生支援機構の奨学生は記入不要です。	支店 営業所 出張所
金融機関コード			
預金種別			
口座番号 ※右詰で記入			
(ゆうちょ銀行)			
ゆうちょ銀行	記号		
	番号		

3. 申し送り事項

※ 証明書の提出が困難な理由や多子世帯、ひとり親世帯等であることや、大学等独自の授業料減免の申請状況など、大学等に申し送りすることがあれば記入ください。なお、こちらに質問などを記載しても返信致しません。

※ 大学等1年生で予定していたアルバイトがなくなった場合等は、そのような事情を記入ください。

大学は、申請書・誓約書・添付書類の内容に基づいて実情を勘案して、総合的に判断します。

証明書の提出が困難な理由や多子世帯、ひとり親世帯であること等の他に、大学での修学の継続が困難だが、誓約書や添付書類からでは読み取りづらい事情があれば、そういった事情も詳細に記入してください。

なお、住民税非課税世帯だが、日本学生支援機構の給付奨学金の対象ではない方（学部生で収入以外の要件を満たさない方、大学院生の方等）は、その旨を記入し、住民税非課税証明書（生計維持者（保護者等で父母ともにいれば2名とも）のもの、コピー可）を添付してください。

4. 添付書類

（任意）と記載があっても、大学が申請内容を精査する際には重要な情報ですので、極力提出してください。（特別な事情があって提出できない場合、その事情を「3. 申し送り事項」に記入してください）

チェック	書類名
	アパート等の賃貸契約書の写し（自宅外生のみ）
	預貯金通帳の写し（任意）
	新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等（提出可能な場合）
	アルバイト先からの給与明細（減額前、減額後 ※減少がわかるものが昨年度に係るものである場合、本年度のアルバイト収入が改善していないことがわかるものも添付すること）（任意）
	奨学生証など認定書の写し
	その他（ ）

ご記入いただいた
利用されます。
及び業務委託が
また、行政
適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます

【主に3・4年生】賃貸契約書の契約期間（主に2年間）が終了している場合は、
 ・不動産会社が現在も契約（居住）している旨を証明した書類
 ・家賃を単独で支払っている場合、直近の支払根拠資料（通帳の写し等）
 ・住民票を岡山市（今治市）に移している場合、住民票（コピー可）
 ・自分宛に届いた光熱水費の支払いに関する通知の写し
 のいずれかを併せて提出してください。

家庭から多額の仕送りが無い、新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入に影響を受けていることの根拠資料です。（入出金明細の部分、Web通帳の場合は画面を印刷したもので可、この申請に関係のない部分は黒塗り等で消込可）

機構の奨学生は奨学生証もしくは返還誓約書のコピーを提出してください。

自宅外生→賃貸契約書の写し等（「4. 添付資料」の橙色枠内参照）も提出してください
 自宅外生→家庭からの学費等の援助を受けていない旨を「3. 申し送り事項」に記入してください

目安は150万円未満

保護者が学納金（入学金除く）・家賃・光熱水費・通信料（スマホ、ネット等）等を直接支払っている場合も、その年額（1年生は1年間の見込額）を仕送り額に含めてください。ただし、奨学金・アルバイト等の自分の収入により賄っている場合は、仕送り額には含めません。

誓約書

金に申請する

要件チェック項目	チェック欄(レ)	金額 (年額)
①自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない		
②家庭から多額の仕送りを受けていない ※1年生は家庭からの仕送り予定額、2年生以上は2020年度の仕送り年額を記載すること		万円
③家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない		
④新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む。)に影響を受けており、1)～3)いずれかの状況となっている		
1)新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している		
2)コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少(50%以上減少)し、その状況が本年度になっても改善していない		
3)アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている		
⑤既存の支援制度について以下のいずれかを満たす		
1)高等教育の修学支援新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を行う者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者		
2)高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者		
3)要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者若しくは利用を予定している者		

コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置とは、緊急小口資金や総合支援資金の貸付や、自営業主への新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)や国・地方自治体より交付されたもの等が該当します。これらを受けている場合は受給証明書の写し(直近のもの)を提出、受けていなければ「3. 申し送り事項」に事情を記入してください。

2020年1月以降の2ヶ月分でアルバイト収入の減少が分かる書類(給与明細または振込口座明細の写し等)を提出してください。

アルバイト収入が増加したもしくは一定水準に達していることが分かる書類(給与明細または振込口座明細の写し等)を提出してください。

第二種奨学金(有利子)を受けているだけでは⑤3)には該当しませんが、地方自治体や民間・大学等の独自の奨学金を現在受給している、もしくは今後利用の予定があればチェックしても構いません。ただし、総合的に判断しますので、要件を満たしていなくても奨学生証等のコピーは提出してください。

署名は必ずご自分で。(印刷不可)